

京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例

平成19年4月1日

条例第23号

管理職員（京都府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年条例第22号。以下「給与条例」という。）に基づき給与の支給を受ける職員で、同条例第3条第1項に規定する給料表6級又は7級の適用を受ける職員をいう。）の給料月額は、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間において、給与条例第3条及び第4条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から基礎額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給与条例第2条の規定に基づく手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。